

コンプライアンス研修

全東信の破綻と決済インフラの 課題について

2026年7月23日（木）

2026年最大の破綻劇とその影響

負債総額1,151億円の破算

○2026年7月6日、大阪地裁がクレジットカード決済代行大手「全東信」に破産手続開始を決定

（準自己破産）

○破産申請時の負債総額は2026年で最大規模
地域金融機関融資の焦付

2万店舗を超える加盟店被害

○破産により全東信の決済システムが急停止し、全国の飲食店や美容室等でカード決済が利用不能

○売上金の精算未入金（53億円）が発生し、事業者の死活問題

株式会社全東信の概要

会社概要

所在地

大阪市中央区島之内1-14-14

設立 2006年9月

創業 1987年5月「大阪南飲食事業協同組合（ミナミの飲食店による組合）」

資本金 45億円

主な事業

クレジットカード決済代行、 売上代金の立替払

代表取締役

高山萬保（タカヤマ マンボ？）

高代の山表詳氏の締いの生役経年へ歴月の日は不明。出身など、学歴、個人

また、全東信の創業者であること
を裏付ける資料も公表されてい
ない。

全東信の決済ビジネスモデル

早期代行サービス 契約の特徴

- 全東信
- ①決済代行会社
- ②加盟店契約代理会社
を兼ねる
「包括代行決済業者」

○月6回・週2回の早期振込

通常のカード決済では現金化に2週間～1ヶ月要する点を、独自の立替払いで極限まで短縮

○ワンストップ契約

個別カード会社との面倒な契約を全東信が一手にまとめ、店舗は1つの決済端末で多様なカードに対応可能に

全東信が全国拡大した理由

直接契約できない小規模店舗の受皿
(包括加盟店)

○全東信のような代行業者が
間に入ることで、

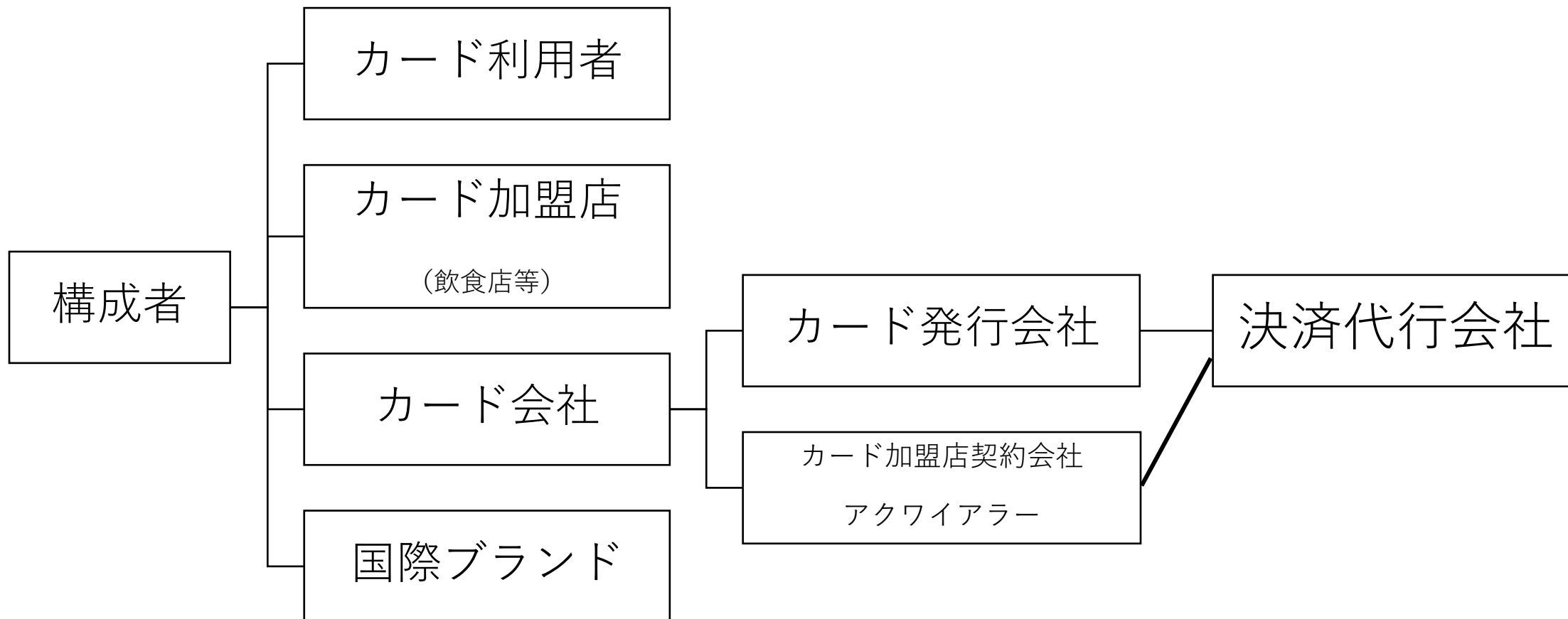
「全東信がまとめて審査を通
す(加盟店契約代理)」とい
う形になり、**小規模店舗でも**
3%台の比較的安い手数料で
カード決済を導入可能

入金サイクル(早期立替)の提供

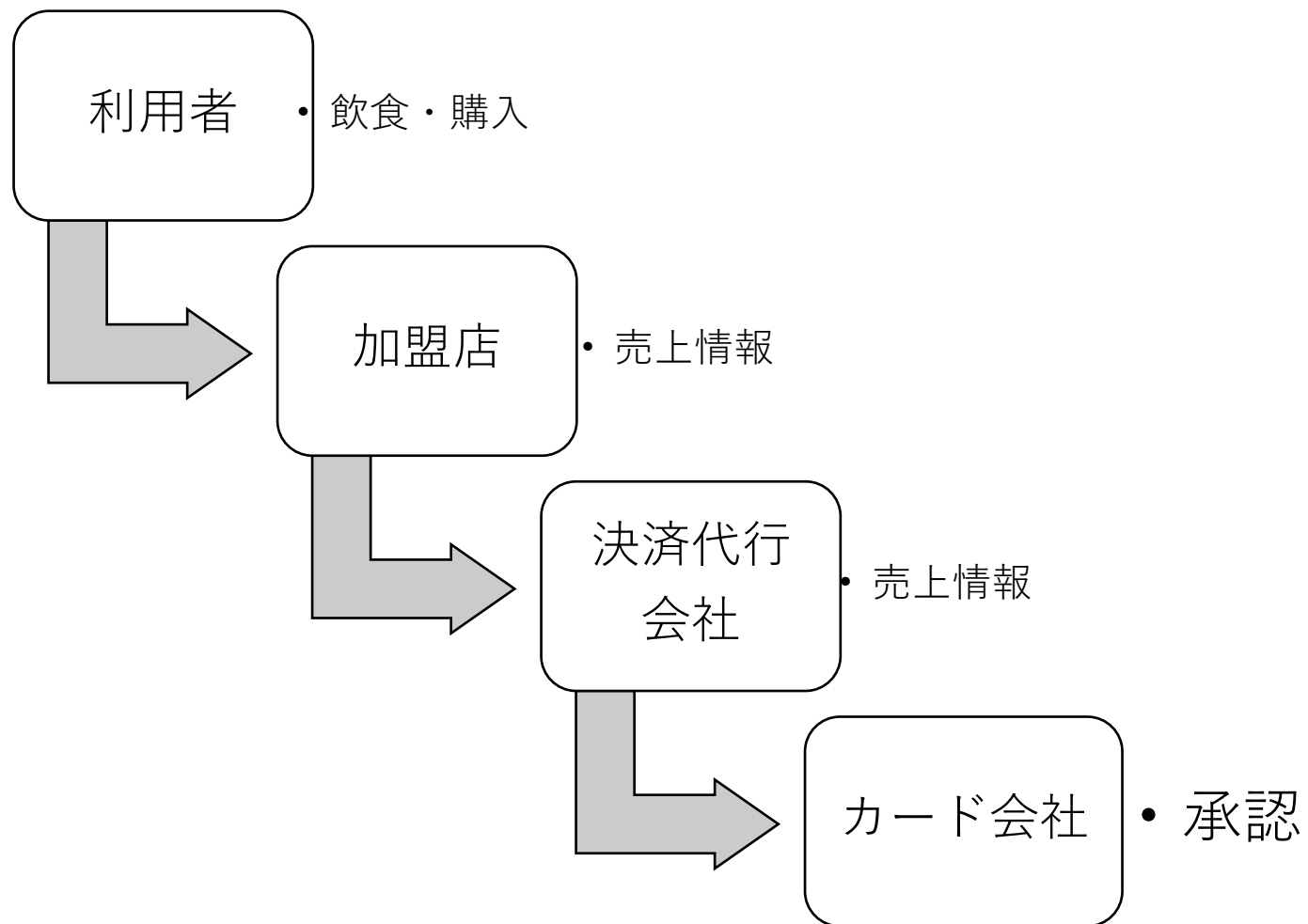
○通常のカード会社と直接契約す
ると、売上金の入金は「月末締
め・翌月20日払い(月1回)」な
どが一般的

⇒飲食店の資金繰りが厳しくなる
ため、全東信が「手数料の一部を
早期回収の対価として実質的な割
引(**ファクタリング**)に充て
る」ことで、週2回などの超高速
スピードで店舗にお金を回す仕組
みを構築

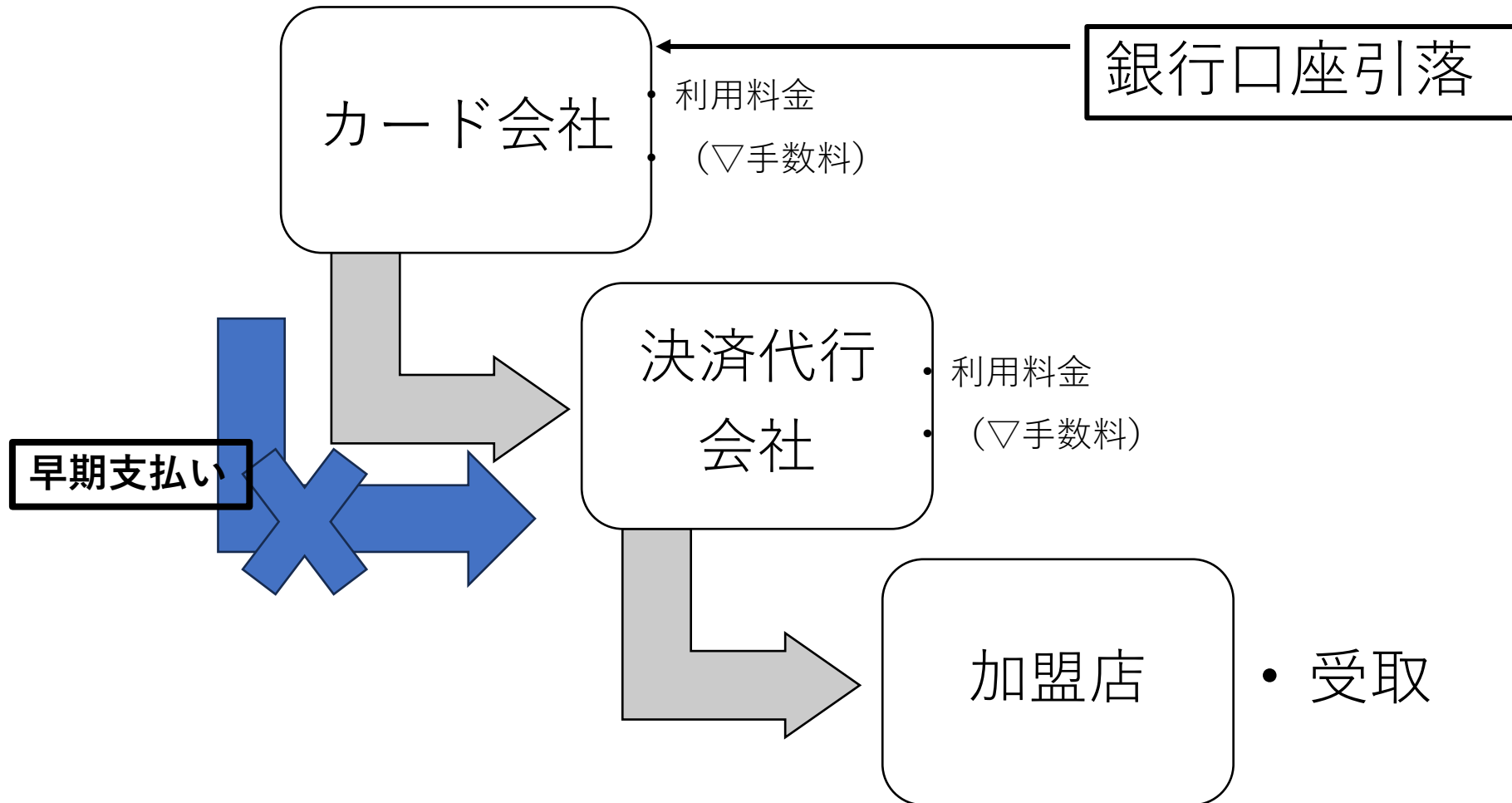
クレジットカード事業の構成者



利用情報の流れ



利用料金の流れ



通常 of 精算フローとの比較

評価項目	通常 of クレジットカード決済精算	全東信 of 早期決済代行サービス
入金（精算）頻度	月1回 ～ 月2回程度	週2回（月6回）等の超高頻度
売上金の現金化速度	約2週間 ～ 最長1ヶ月半後	最短3日～5日程度（立替払い）
手数料率	業界標準並み（低～中程度）	早期立替による上乗せ手数料が発生
最大のメリット	シンプルな決済仲介と確実な入金	黒字倒産や資金ショートを防ぐ資金繰り改善

(仮定)

飲食加盟店の支払決済手数料が 3.5%の場合

- ① インターチェンジフィー（カード発行会社（イシューアー）の取り分）
⇒ 約 1.5% ～ 2.0% 程度（国際ブランドやカードの種類で変動）
- ② ブランドフィー（Visa、Mastercardなどのシステム使用料）
⇒ 約 0.05% ～ 0.1% 程度
- ③ アクワイアラー手数料（カード会社（代理店・一次加盟店）の取り分）
⇒ 約 0.3% ～ 0.5% 程度
- ④ 決済代行マージン（★全東信の取り分）
⇒ 残りの 約 0.9% ～ 1.5% 程度

飲食加盟店と全東信の法律関係

代理受領契約方式

法的関係：加盟店が持つ「カード会社に対する売上代金請求権」の回収権限（代理受領権）を、加盟店が全東信に委託（授与）

資金の流れ：カード会社は、加盟店の「代理人」である全東信に対して代金を支払うことで、加盟店に対する支払債務を免責。

全東信は受領した資金から手数料を差し引き、加盟店に引き渡す義務（民法第646条の受取物引渡義務に類似する合意）を負う。

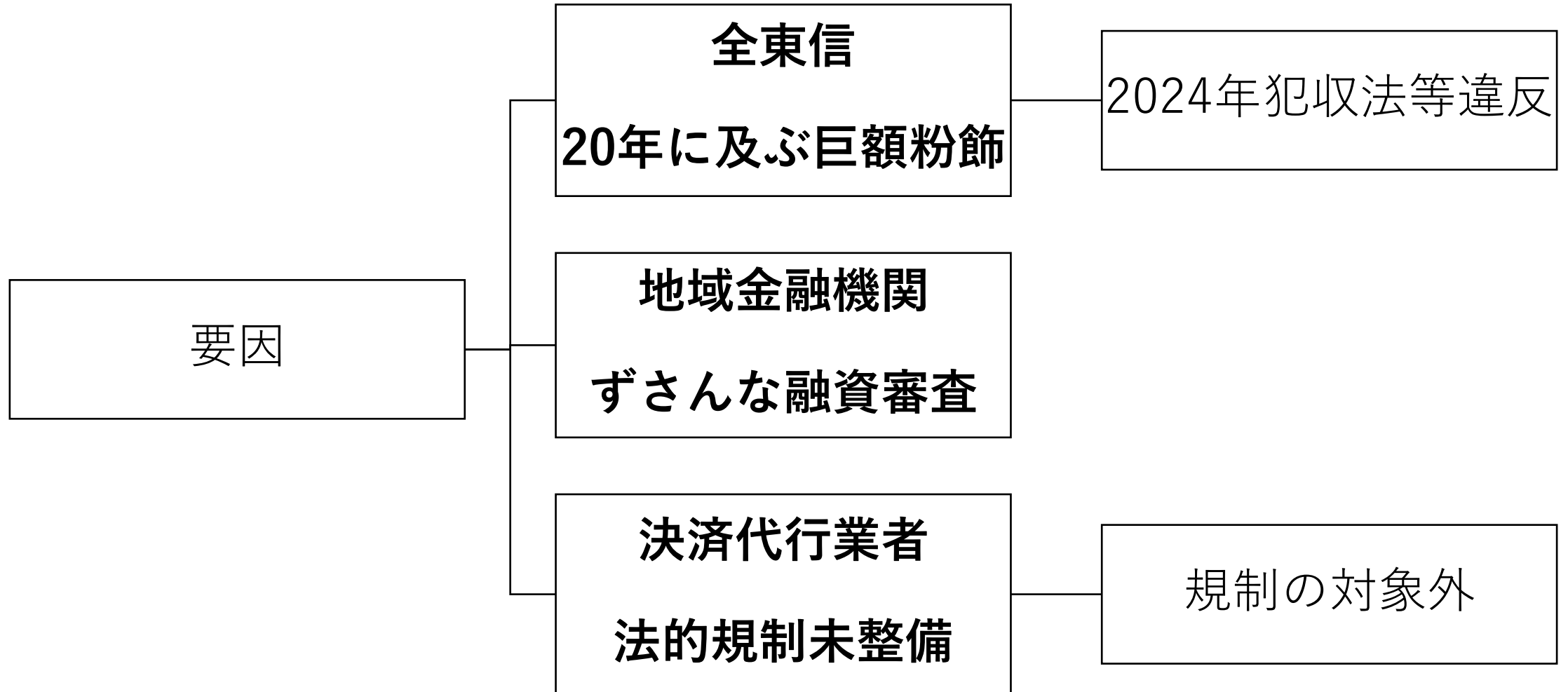
債権譲渡契約方式（早期立替）

法的関係：加盟店が発生させた売上債権を、発生と同時に全東信へ譲渡（売却：ファクタリング）

資金の流れ：全東信は、債権の買取対価（手数料を引いた額）を加盟店に支払う（これが実質的な早期支払・立替払い）。

その後、全東信は譲り受けた債権に基づいて、カード会社から直接自らの売上として代金を回収。

破綻の要因



巨額粉飾

○自転車操業

約600億円もの「債務超過」を隠蔽するため、20年も前から決算の改ざん・粉飾を繰り返していた疑いがある。

新規の銀行融資を加盟店への早期支払いの原資に回すことで、資金繰り破綻の事実を長年覆い隠していた。

○なお、2024年他人名義のクレジットカード申請など
犯罪収益防止法等の違反

地域金融機関による融資審査の不備

○融資審査の不備（地銀・信金・信組等63行）

多くの地域金融機関において、全東信が都市部に所有する「無担保の複数の自社ビル」や見かけ上の高収益ビジネスを鵜呑みに。決算書の異常値を見落とし、過剰に融資を継続したことが傷口を広げた。⇒かつては「手堅い手数料ビジネス」位置付けられていた。⇒不良債権化（貸し倒れ）

○飲食店が加盟店なため、融資先も地元信用金庫、信用組合、系統信組合などが目立つ

決済代行業に係る規制の欠缺

○決済代行業の位置付け

①「決済システムを提供する事業者」

⇒資金決済代行業務は、割賦販売法及び資金決済法いずれも規制対象となっていない。

②「カード会社業務委託を受ける事業者」

⇒加盟店との契約窓口になっても、加盟店契約の最終責任はカード会社にあるとの制度設計

関係2法の現状

割賦販売法（実務運用）

- カード会社に加加盟店管理義務を課し、委託先（PSP）を適切に監督
- 経産省の監督指針やガイドラインでは、委託先の選定、契約内容、業務状況の確認、監査などを通じて委託先を適切に管理すること。決済業務は対象としていない。

資金決済法（法解釈）

- 決済代行業を資金移動業者とする議論は、業界の反対に拠って頓挫
- 資金決済業登録をするかどうかは、業者の判断に委ねられている。

今後の対応

